

平成 1 5 年 8 月 2 9 日

人 事 院 事 務 総 長

人事院規則 1 ― 3 9 （構造改革特別区域における人事院規則の特例
に関する措置）の運用について（通知）

標記について下記のとおり定めたので、平成 1 5 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 2 条第 1 項関係

「構造改革特別区域法第 4 条第 9 項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。以下「内閣総理大臣の認定」という。）を受けた同法第 4 条第 1 項に規定する構造改革特別区域計画」とは、構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号）第 3 条第 1 項の構造改革特別区域基本方針（以下「構造改革特別区域基本方針」という。）に定めるところにより、地方公共団体（同法第 2 条第 4 項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）がその設定する構造改革特別区域（同法第 2 条第 1 項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）に存する人事院規則 1 4 ― 1 7 （研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）第 2 条第 1 項に規定する特定試験研

究機関等の研究職員（同項に規定する研究職員をいう。）が勤務時間内に同規則第3条第1項に規定する技術移転兼業を行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた構造改革特別区域計画をいう。

第3条第1項関係

「内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画」とは、構造改革特別区域基本方針に定めるところにより、地方公共団体がその設定する構造改革特別区域に存する人事院規則14—18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）第2条第1項に規定する試験研究機関等の研究職員（同項に規定する研究職員をいう。）が勤務時間内に同規則第3条第1項に規定する研究成果活用兼業を行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた構造改革特別区域計画をいう。

第4条第1項関係

「内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画」とは、構造改革特別区域基本方針に定めるところにより、地方公共団体がその設定する構造改革特別区域に存する人事院規則14—19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）第2条に規定する試験研究機関等の研究職員（同条に規定する研究職員をいう。）が勤務時間内に同規則第3条第1項に規定する監査役兼業を行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた構造改革特別区域計画をいう。

以 上

（平成24年9月19日事企法—459により一部改正）